**業 務 委 託 契 約 書**

●●（以下甲という）と●●（以下乙という）とは、以下のとおり業務委託契約を締結した。

第１条（目的）

　甲は、乙に対し次条に定める業務を委託し、乙はこれを受託した。

第２条（業務内容）

　乙は、甲に対して、下記の業務（以下、「本件業務」という。）を行う。

記

　１．●●●●●●

　２．●●●●●●

　３．●●●●●●

以上

第３条（報酬の支払い）

　甲は、前条の業務の対価として、乙に対し、令和●年●月●日限り、金●●●万●●●●円（消費税込み）を下記の銀行口座に振り込み送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

記

●●銀行　　●　●　支　店

口座種類　　　　普　通

口座番号　　●●●●●●●

口座名義　　●　●　●　●

フリガナ　　●●●●●●●

以上

第４条（損害賠償）

　甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

第５条（解除）

甲および乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、通知を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、この解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（１）　本契約に違反したとき

（２）　監督官庁より営業の許可の取消し等の処分を受けたとき

（３）　支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

（４）　差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき

（５）　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

（６）　事業の全部または重要な一部を譲渡、会社合併、分割または解散の決議をしたとき

（７）　その他、前各号に準じる事由が生じたとき

第６条（反社会的勢力の排除）

　甲および乙は、次の各号の事項を確約し、これに違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

（１）　暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

（２）　役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（３）　反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与しないこと

（４）　反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（５）　その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときる行為

２　前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第７条（秘密保持）

１　甲および乙は、本契約に係る取引を通じて知り得た相手方の機密情報を秘密として保持する。保持している秘密は、相手方の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

２　第１項に定める義務は、本契約終了後○年間は継続するものとする。

第８条（契約期間）

本件業務に係る契約期間は、本契約の締結日から１年間とする。

第９条（管轄）

　本契約に関連する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和○年○月○日

**甲：**●●●●●●●●●●●●●●●●

　　　　　　　　●●●●●●●●株式会社

代表取締役　　●　●　●　●　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　電話　　●●●－●●●－●●●●

　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　●●●－●●●－●●●●

**乙：**●●●●●●●●●●●●●●●●

　　　　　　　　●●●●●●●●株式会社

代表取締役　　●　●　●　●　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　電話　　●●●－●●●－●●●●

　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　●●●－●●●－●●●●